

公益財団法人渡辺与八郎記念財団

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人渡辺与八郎記念財団（以下、「この法人」という。）の定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受けとる財産上の利益及び退職手当をいい、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（通勤費を含む。）、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会又は評議員会その他この法人における公式行事等に出席した場合、それに係る対価として報酬を支払うことができる。
2 監事には監査に係る職務執行の対価として報酬を支払うことができる。
3 第1項の報酬は、公式行事等に出席した都度、支払うものとする。支払いは、原則報酬が発生した月の翌月15日に銀行振込にて支給するものとする。
4 第2項の監査に係る報酬は、原則毎事業年度の監査終了日の含まれる月の、翌月15日に支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議等出席に係る報酬」に定める金額とする。
2 この法人の監事の報酬総額は、別表3「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議等出席に係る報酬」に定める金額及び別表4「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。
3 この法人の評議員の報酬総額は定款第15条第1項本文に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議等出席に係る報酬」

に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし本人から申し出があったときは通貨をもって本人に直接支給することができる。

- 2 海外在住の役員等について、本人から外貨により支給の申し出があったときは本人の指定のあった外貨で本人に支給することができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところより控除すべき金額及び本人からの申出による前払金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行に当って負担した第2条第4号に定める費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 支給方法は前条を準用する。
- 3 費用支給の細則は別表5による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

(施行日)

第9条 この規程は、2024年11月13日から施行する。

この規程は、2025年10月8日から改定施行する。

(別表1)

理事の年間報酬総額 300万円

(別表2)

役員等の会議等出席に係る報酬

理事会、評議員会又はこの法人の公式行事への出席の都度

日額として 一人一律 3万円

(※法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)

(別表3)

監事の年間報酬総額 100万円

(別表 4)

監事の監査に係る報酬

一事業年度につき 一人一律 10万円

(※法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)

(別表 5) 費用の支給細則

第2条第4号所定の費用を役員等に対して支給する場合、その支給項目及び支給額等については、以下のとおりとする。なお、オンライン会議等、移動を伴わない場合には、交通費を支給しない。

区分	対象	運賃	交通費	宿泊費	その他の経費
開催地近郊	片道 100 km 未満	—	片道 1,000 円	なし	実費
特急・急行利用	片道 100 km 以上	特急・ 急行 運賃	片道 2,000 円	実費 (上限 15,000 円)	実費
新幹線利用	片道 100 km 以上	新幹線 運賃	片道 2,000 円	実費 (上限 15,000 円)	実費
航空費利用	本州と北海 道・九州・ 四国・沖縄と の間を 移動する場 合及び 片道 500 km 以上	航空機 運賃	片道 2,000 円	実費 (上限 15,000 円)	実費

(注1)計算の起点及び帰着は、支給対象者の自宅所在地とする。

(注2)運賃は、旅費計算サイト(yahoo!路線等)を利用し計算した最短経路のものとする。

(注3)新幹線及び特急は普通指定席、航空機運賃は普通席往復割引運賃とする。

(注4)運賃、交通費、宿泊費及びその他の経費については、その証憑が提出されない場合、支給
しないことができる。